第　1　部

総　則

第１章　環境問題の動向

第１節　最近の国際社会と国の動き

現在，私たちは，地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題から，廃棄物や自然破壊，大気・水・土壌環境の汚染などの身近な環境問題に至るまで，様々な環境問題に直面しています。これらの問題は，時として複雑に絡み合い，また私たち自身の日常生活や通常の事業活動が原因となって引き起こされているものもあります。

こうした問題を解決するためには，対症療法的な対策では不十分であり，私たちが前提としてきた経済や社会のあり方そのものを見直し，環境と経済，社会が一体となって発展していく「社会のしくみづくり」を進めていかなければなりません。

既に世界は，「環境の世紀」へと歩みつつあり，我が国としても環境先進国としての経験や技術，政策提言への期待に応える世界のモデルとなる「環境の国づくり」を進めていくことが必要となっています。

このため，国では，「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日閣議決定)に基づき，「低炭素社会」，「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を，世界から地域まで広い視野の下に展開していくこととしています。

また，平成20年度は，京都議定書の第一約束期間(2008年～2012年)がいよいよ始まるなど人類にとって大きな節目の年です。地球という大きな生態系の一部として，自然と共生し，人間社会における炭素も含めた物質循環を健全なものとし，健やかで豊かな生活を確保する持続可能な社会経済システムの構築に向けた本格的な取組が求められています。

1　地球温暖化問題

地球温暖化は，主に人間の活動によって石油などの化石燃料の大量使用などで，地球の大気の温室効果が進み，気温が上昇することで，2007年(平成19年)の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)報告によると，過去100年の間に，地球の平均気温は0.74℃上昇し，最近50年間の気温上昇の傾向は，過去100年の２倍に相当します。

このような気温の上昇により，氷河の後退や永久凍土の融解が発生し，気候が変化して，生態系等にも既に影響が現れてきています。また，今後21世紀中には平均気温が1.1～6.4℃，海面は18～59ｃｍ上昇すると予想されており，砂漠化の進展や氷原・氷床の減少などの直接的な影響の他，食糧生産，海岸の侵食，生物種の減少などにも一層深刻な影響がでてくるものと予想されています。

この問題の解決のために，国際的な取組として，1997年(平成９年)12月に先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が「気候変動枠組条約第３回締約国会議」において採択され，2005年(平成17年)２月に発効しました。同年４月には，我が国の京都議定書での温室効果ガス６％削減約束達成に向けた対策・施策を取りまとめた

「京都議定書目標達成計画」を策定し（2008年３月改定），二酸化炭素など温室効果ガスごとの排出削減や，森林吸収源，京都メカニズム，国民運動（チーム・マイナス６％）の展開など各種対策・施策を推進しています。

2008年(平成20年)は，京都議定書の第一約束期間（2008年(平成20年)から2012年(平成24年)）が始まりました。また，７月７日から北海道洞爺湖サミットが開催され，環境・気候変動についてＧ８首脳による議論が行われ，2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を，UNFCCC（国連気候変動枠組条約）のすべての締約国と共有し，採択することを求めることで合意しました。

しかし，2007年度(平成19年度)の温室効果ガス排出量（速報値）は，基準年（1990年）に比べ8.7%と増加していることから，地球温暖化対策についてさらなる取組を図っていく必要があります。

２　廃棄物・リサイクル対策

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルを見直し，循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして，平成12年６月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」も改正公布され，平成13年５月には，新たに廃棄物の排出抑制・減量化に関する目標などを盛り込んだ「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が，また，平成15年３月には，循環型社会形成のための基本方針や総合的・計画的に講ずべき施策を定めた「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

さらに，平成12年５月には，エコマーク製品等環境負荷の少ない製品の利用を促進するため，「グリーン購入法」を制定するとともに，同年６月には，「再生資源の利用の促進に関する法律」が従来の廃棄物のリサイクル（再生利用）を中心とした施策に，リデュース（発生抑制），リユース（再使用）を加えた施策を推進するため改正され，名称も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。

個別製品を対象にした法律については，「容器包装リサイクル法」が対象品目を10品目に拡大して平成12年４月から完全施行されるとともに，平成13年４月に「家電リサイクル法」が，平成13年５月に「食品リサイクル法」が，平成14年５月に「建設リサイクル法」が，平成17年１月に「自動車リサイクル法」が施行されるなど，循環型社会の形成に向けて体系的な法整備が進められています。

なお，廃棄物処理法については，平成17年５月に，大規模不法投棄等廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに，より適切な事務処理体制を確立するため，産業廃棄物管理票制度の強化等の措置を講ずる一部改正法が公布されたほか，平成18年２月には，アスベスト廃棄物等の円滑かつ安全な処理を促進するため，無害化処理認定制度を新設することを内容とする一部改正法が成立しています。

３　化学物質等の環境リスク対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止や国民の健康の保護を図ることを目的として，平成12年１月，「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され，耐容一日摂取量や，大気，水質，底質及び土壌の環境基準を設定するとともに，規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス，排出水についての排出基準が定められました。

また，事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し，環境保全上の支障を未然に防止するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化

学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法））が平成12年３月から施行され，このＰＲＴＲ制度により，対象事業者による化学物質の排出量，移動量の届出が平成14年度から開始され，毎年度行われています。

ＰＣＢについては，平成13年６月に，「ＰＣＢ特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ，ＰＣＢ廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については，その有害性等未解明な点が多いため，基本的な考え方,今後進めていくべき具体的な対応方針として「環境ホルモン戦略計画ＳＰＥＥＤ'98」が平成10年５月（平成12年11月改訂）に公表され，実態把握やメカニズムの解明が進められてきました。平成17年３月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」を取りまとめ，平成17年度からはこれに基づき，調査研究等が推進されています。

平成17年６月にアスベストによる健康被害が社会問題化したことから，国においてはアスベスト問題に係る総合対策が示され，それに基づき労働安全衛生法，大気汚染防止法，廃棄物処理法，建築基準法等の関係法令が改正されました。

また，「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行により，アスベストによる健康被害者の救済が進められています。

4　生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

種の絶滅の主な原因としては，種の移入，生息・生育地の減少，狩猟と意図的な根絶等が考えられます。このため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための「生物の多様性に関する条約」など国際的な取組が進められています。

国は，自然と共生する社会実現のためのトータルプランとして平成14年３月「新生物多様性国家戦略」を策定，平成１９年１１月には「第３次生物多様性国家戦略」を策定し，生物多様性の問題点に対応する具体的施策を示しています。また，平成２０年６月には，生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「生物多様性基本法」が公布されました。

さらに，野生動植物については，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策やレッドデータブックの改訂等により野生動植物の保護が進められています。

平成14年７月には，鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため，「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が全面的に見直され「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が制定されました。

平成15年１月には自然再生推進法が施行され，過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復する自然再生事業を推進しています。

また，平成17年６月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行され，侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し，その飼育，栽培，輸入等を規制し，必要に応じ防除を行うことにより，生態系等に係る被害を防止することとしています。

第２節　本県の動向

平成11年３月に本県の環境の保全及び形成についての基本理念，行政・事業者・県民の責務

及び環境保全施策の基本方針等を定めた「県環境基本条例」を制定し，この条例に基づき策定した「鹿児島県環境基本計画」（平成16年３月改定）に掲げる各種施策を推進するとともに，「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例，「鹿児島湾ブルー計画」等の環境管理計画などに基づき，環境保全施策を推進しています。

また，「かごしま将来ビジョン」（平成20年３月策定）において，地球温暖化対策や循環型社会実現のための県民，事業者，行政が一体となった取組を進めるとともに，離島をはじめ県内各地に残されている豊かで多様な自然環境が県民共有の財産として保全・育成され，県民生活と産業活動，自然環境が調和する世界に誇れる先進的な地域が形成されることを目指し，様々な施策・事業の推進に積極的に取り組んでいます。

1　地球環境問題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決を目指して，平成13年11月から県民，事業者及び行政が一体となって，環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

さらに，地球温暖化対策推進法に基づき，県内における温室効果ガスの排出の抑制等を図るため，排出抑制目標を定め，県民，事業者及び行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針として，平成17年３月に「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」を策定し，各種施策を推進しています。

また，県においても地域における事業者・消費者として，自ら事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を図るため，平成10年12月に「県庁環境保全率先実行計画」を策定し，電気や水等の省エネルギーや廃棄物の減量化等に取り組んでおり，県庁本庁においては，平成18年３月にISO14001の認証を取得し，公共事業を含むすべての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めています。さらに，平成20年11月には，地球温暖化問題について県に対して意見や提言を行う「鹿児島県地球温暖化対策懇話会」を設置しました。

2　廃棄物・リサイクル対策

平成18年３月，本県の廃棄物対策の総合的かつ計画的推進を図るため，平成18年度から22年度を計画期間とする「県廃棄物処理計画」を策定しました。

また，市町村のごみ処理施設の整備を進めるとともに，容器包装リサイクル法に基づく容器包装の分別収集・リサイクルを促進するため，平成19年７月に「県分別収集促進計画」の見直しを行いました。また，平成13年４月に施行された「家電リサイクル法」に基づき，家電４品目（テレビ，エアコン，冷蔵庫，洗濯機）の円滑な収集運搬・リサイクルを促進するとともに，離島地域における収集運搬料金の低減化に努めています。 さらに，平成17年１月に完全施行された「自動車リサイクル法」に基づき，廃棄される自動車のリサイクルを促進するため，自動車解体業者等の関連事業者に対する指導や制度の普及啓発等を実施しています。

産業廃棄物管理型最終処分場については，自社専用施設を除くと県内に１箇所もない状況にあります。県では，最新の技術により安全性の高い全国でもモデルとなるような施設を整備することとしており，平成19年５月に薩摩川内市川永野地区の採石場跡地を候補地として選定しました。その後，立地可能性等調査を実施するとともに，地域住民や薩摩川内市議会等に対し説明を行うなど理解を得られるよう努めています。また，施設の必要性と安全性について，県民の理解と認識を深めるための普及啓発活動を実施しています。

3　化学物質等の環境リスク対策

平成９年度から「大気汚染防止法」に基づき有害大気汚染物質の大気環境中モニタリング調査を実施しています。

また，平成12年度からは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき大気，水質，底質及び土壌の汚染状況の常時監視調査や事業場の排出基準監視調査を実施しています。

さらに，平成14年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づくＰＲＴＲ制度により，対象事業者に特定化学物質の排出量，移動量の届出が義務づけられました。県ではそれらの集計結果をホームページで公表しています。

アスベスト対策については，平成17年度から「アスベスト関係機関連絡会議」による情報の一元化・共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに，各種相談窓口の設置や飛散防止対策等，関係機関と連携して「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に基づき施策の円滑な実施に努めています。

4　生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

生物多様性の保全を図っていくためには，野生生物の種の絶滅を防ぐことが必要です。

絶滅の恐れのある希少な野生生物の保護対策等を検討する上で必要な情報を得るため，平成11年度から４か年で「希少野生生物調査」を実施し，県内の希少な野生生物の生息状況を把握の上，県版レッドデータブックを作成しました。

なお，この調査の過程で早急に保護を図る必要がある種が判明したので，平成15年３月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し，平成19年３月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また，固有種・希少種が多く，多様な生物相を有する奄美地域において，「奄美野生生物保護センター」が平成12年４月にオープンし，野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として運営されています。

5　世界自然遺産

屋久島は，亜熱帯から冷温帯までの多様な植生の垂直分布や樹齢数千年に及ぶヤクスギなど特異な森林形態を有していることなどから，平成５年12月，我が国初の世界自然遺産として登録されました。本県では，屋久島において，自然環境の保全を図りながら，人と自然が共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進しています。

平成12年５月には，屋久島と鹿児島市において，アジア太平洋地域を中心とした世界自然遺産を有する国内外の自治体などが参加する「世界自然遺産会議」を開催しました。

平成16年９月に設立された屋久島地区エコツーリズム推進協議会において，エコツアーガイドの登録・認定制度や里地でのエコツアープログラムの開発などの検討が行われ，エコツアーガイドの登録制度については，平成17年10月からの試行に続き，平成18年４月から本格的に運用されています。

6　海域の水質保全

「鹿児島湾ブルー計画」は，鹿児島湾の水質保全対策を積極的に推進していくため昭和54年５月に策定したものです。平成17年度からは，平成17年３月に策定された「第４期鹿児島湾ブルー計画」に基づき富栄養化対策など各種環境保全対策を関係機関と連携しながら進めています。

7　環境学習の推進

本県の環境学習については，平成２年６月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき推進してきましたが，環境学習を巡る情勢が大きく変化してきていることから，平成15年７月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき定められた「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年９月に閣議決定）を勘案して，本県の自然的社会的条件に応じた新たな「県環境学習推進基本方針」を平成17年３月に作成しました。

この県環境学習推進基本方針は，人と自然が共生する環境にやさしい社会づくりのための環境保全の意欲の増進や環境学習の推進方策を示しており，県においては，この基本方針に沿って，様々な施策・事業に積極的に取り組んでいます。

8　緑化の推進

平成14年３月に策定した「新グリーンプラン２１（県緑化基本計画）」に基づき，「みんなでつくるみどり豊かで潤いのあるかごしま」を基本目標に，県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

また，平成１７年度から森林環境税を導入し，森林の役割や重要性について，広報・啓発を実施しています。

9　景観の形成

うるおいと安らぎのある良好な生活環境に対する県民ニーズの高まりの中で，誇りや愛着の持てる個性豊かな美しい景観づくりが求められていることから，県では，本県の特色を生かし，県，市町村，県民，事業者等が一体となった景観形成を推進するため，平成19年12月に「鹿児島県景観条例」を制定し，この条例に基づき，景観形成の普及啓発，実践活動への支援等を実施しています。

また，地域における良好な景観の形成を促進するため，景観法に基づき規制誘導等を行う景観行政団体として，平成19年度は２市１町について知事同意を行い，景観行政団体の数は合計で15市町となるなど，景観法を活用した取組を推進しています。

10　環境と調和した農業の推進

生産性と環境保全が調和した持続的な農業生産活動を推進するため，健全な土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用をできるだけ少なくするなど，環境と調和した農業を推進しています。

また，消費者には，より安心できる農産物を安定的に供給するよう努めています。